

～第1回 国会勉強会(2009.1.20 開催)のテープおこし～

離婚と日米法整備の違い

神戸親和女子大学教授 棚瀬一代

私自身がこの離婚後の監護・子育てということに初めて首を突っ込み、関心を持ちだしたのは今から25年前になります。今から25年前と言いますと1984年なのですが、アメリカで非常に大きく法整備が、単独で基本的には離婚後にどちらかが監護するという事態から大きく法制度が変わって、共同で離婚後も子育てするという形に変わったのが1980年以降です。今では少しずつ広がって、全州でそういう形で共同監護という形に変わっております。

私自身が1984年にカルフォルニア州に来ましたけれども、その時には従って法制度が変わって4年ほど経っていたのです。そのあたりで、私自身は日本から来て、25年前のことですから今でもこういう自体ですので、離婚というのは片親との永遠の別れであるという固い信念が本当に刷り込まれていたわけですが、向こうに渡りまして子供達がそれぞれ幼稚園・小学校・中学校・高校と通いました。その時に幼稚園は、コオトラティブ(?)ということで親たちも教師としてボランティアとして関わるということで、多くの親子さんと接する機会があったのです。その時に非常に仲良さそうに話されていたご夫婦がいて、そうすると実はあの方達が共同子育て中なのだということで、共同監護している方達に出会うことが非常に多かったのです。そこから私自身がどうして離婚後にいろいろ葛藤があるだろうに、こんなふうに共同監護のかたちができるのかというあたりから興味を持ちだしまして、個別に10カップルの共同監護している方に面接調査しました。

そして、やはりその中で解ったことは、アメリカ人は外からみていると、非常にドライだから日本人と違ってこういうことができるのだろうと思っていたのですが、実は同じ様に葛藤、恨み、辛みが沢山語られました。そういう中でやはり信念として、子供の立場に立って、親同士は離婚しても子供は両方必要としていると、そういうあたりをしっかりと捕まえていて、理性をもって何とか怒り抑えて、文明人として少なくともビジネスとして親業をやっていこうという信念があるなあということが一つ大きな印象でした。

それで、一番の最初の所なのですが、1980年以前までの法制度は基本的には単独監護です。この単独監護という形のもとで、最も一般的に皆さんがされていた監護の形は、85%ぐらいはお母さんが一人で単独で世話をし、お父さんには相当なる面会交流という

形です。10%ぐらいは父親が一人で世話をして、そして母親に相当なる面会交流という形が、基本的な取り決めとしては一番多かったです。そして、相当なる面会交流という時は、基本的には月 2 回金曜日の夜から日曜日の夜までと、こういう形になるわけですが、けれども、しかしここでも、やはり監護権を持った母親は必ずしもこれだけの面会交流を保障するかということそうではなくて、いろいろ理由をつけて会わせなかったり、病気になったということではなかったりというような問題も、同じように起きております。

そして日本の場合ですと、単独親権者を決めるということですが、アメリカの場合には離婚をしたからといって、どちらかを単独親権者として届け出るという規定はありません。ただカスティディバトルということで、どういう監護をするかという争いが、クレイマー・クレイマーでもなされているわけです。

そして単独監護というものが 20 世紀初頭から 1980 年ですから、判例法としては 80 年ぐらいずっと続いてきた取り決めです。こうした単独監護の背後にある考えなのですが、基本的には当時の精神科医達も、離婚した両親というものはその後の子供の養育に関して協力したり共同したりすることに期待すべきでないと、又それは不可能なことだというふうに考えていたので、こういう単独監護の制度を採っていたわけです。そしてシグモンドフロイトという精神分析で有名な方がいますけれども、その末娘であるアンナフロイトなども次の 2 番目の主張をしているわけですが、離婚後に二人の心理的親と子供を接触させ続けることは忠誠葛藤が生じるから良くない、子供の福祉に適わないのだと、子供に必要なのは従って一人の心理的親との安定した関係であり、一つの家一つの歯ブラシこそが子供の福祉に適うのだという考えが、非常に長く皆が信念として持っていたわけです。

そこからどうやって、1980 年に離婚後に共同で養育をするというあたりに変わっていったかということなのですが、法典としてそれほど大きく文言として変わったわけではないのです。1980 年、カルフォルニア州の民法典が改訂されていますけれども、それは次の様なことを付加しただけです。両親が別居あるいは結婚を解消した後に、未成年の子供に両親との頻繁かつ継続的な接触を保障するのが州の公共政策である。パブリックポリシーであるということ付加したわけです。

その背景ですね、こういう頻繁・継続的な接触こそが子供の福祉に叶うのだと、それを進めて行くのがパブリックポリシーだという宣言をしたわけですが、ここまで宣言をするに至るまでには様々な運動があって、今日ここで当事者の方達が全国的な規模で組織化されておられますけれども、そうした次の変化の背景の所の一番の所がそれに当たります。アメリカでもやはり一番大きな力となったのは当事者の方達です。

1970年代頃からアメリカではフェミニズム運動が非常に力を得てきて、その結果家庭の中でもそれから社会の中でも男女共同参画、そして家庭の中で育児も家事も分担するというのを強く女性達が求めていき、その結果男性もそこに引きこまれて育児家事をするうちに意識が変化していったわけです。そして変化した父親達が不幸にして結婚が破綻して離婚をした途端、今まで育児と一緒に半々くらいやっていた場合でも、監護についてうまく合意ができればいいですけれども、協議ができればいいですけれども、訴訟で争った場合、裁判所に行けば全く今の日本と同じ状況です。

単独監護ということで基本的にはお母さんに、母性有利の原則がありましたので、母親が今まで共同で子育てしていた場合でも、お母さんが単独監護、そして父親には週末の月2回の面会交流。この辺は、日本の全く子供さんと会えない状況と比べれば非常に恵まれた形です。

しかしこういう面会交流というのは、先程少し触れましたけれども、やはりひとたび監護権を持ってしまいますと、月2回週末といってもだんだん抵抗して会わせない方向に行くわけです。そうすると父親はどんどん子供から距離が遠くなって非常に失ってしまったという喪失感、それから自分に何も子供に対するコントロールも意見も言うことすら出来ないという無力感、そしてそういう中から今まで一生懸命子育てしてきたのに全てを失ってしまったということで鬱になるお父さん方も増えてきました。

こういった問題が様々な組織化を促して、全米男性会議というのが今日の組織にあたるのでしょうか、そういう所までいった、これが一つ大きな力になっています。それから二番目として、母性優先原則が1970年代に子供の最善の利益基準に変わっています。そして、しかしその後も事実上は母性優先の原則は続いております。三番目の要因としましては、実際にそういう子供との関わりが非常に週末だけの本当に意味の実質的な実のある親子関係が持てないという中から、だんだん無力感を感じずる父親が徐々に自ら姿を消していってしまう。最初の頃は定期的な面会交流をしているのですけれども、やはり子供もあんまり楽しそうにしていないとかそういうあたりで、だんだん姿を消していくという父親の問題も出てきます。そして養育費の問題もこれと絡んでくるわけですから。

それから四番目としまして、1970年代にアメリカでは非常に面会交流のあり方について論争が非常に激しく論争がなされました。これは今まで言っていました様に、面会交流に対して抵抗する母親が沢山いて、そうした場合アメリカの場合には法律で認められた相当なる面会交流権というのがありますので、裁判所が法廷侮辱罪ということで結局は罰金を科したり拘禁をしたり拘留したりするわけです。それに対して先程言いましたアンナフロイト、あるいは日本ではこれは裁判所では有名なのですけれどもゴールドスティンフロイト

そしてソルピントという人が、子供の最善の利益を超えてという本の中で強く主張しているのですけれど、やはり「母親が望まないのに法的な制裁を加えてまで面会交流を押し進めて行くのはおかしいのではないか」ということを強く主張しました。しかしそれに対してまた反撃として、これは有名な裁判官の言葉なのですけれども、「両親が別居離婚して監護権が一方の親に委ねられている時には面会交流権は注意深く保護されなくてはならない。なぜなら監護権を持つ親は自分の有利な地位を利用して他方の親に対する子供の愛情を遠ざける危険性があるからだ」ということを強く主張しました。

こういう論争の最中に次の五番目ですけれども、日本でも翻訳がなされて非常に良く知られているワラストンという方、それからケリーという方の実証研究がでています。これは1970年から95年まで25年間の追跡調査が行われている研究で、日本でも「それでも僕らは生きていく」という翻訳書で25年後の追跡を終えた本が訳されています。これが1980年に1970年からの調査が発表されているのですけれども、その時にワラストンが発見したこと、これは子供を131人に（非常に反抗を増加された？）プレイルームでの面接を個別にしております。その中から一番彼女が訴えたいこととして子供達の声を代弁して語ったことは、親の想いと子供の想いというのは一致していないのだということで、親がこの離婚は成功だった、あんなアイツと暮らさなくて良かったと思っている時でも、「子供たちは父親に会いたい。離婚はして欲しくなかった」という想いが非常に強かったということです。そして親は自分が幸せになれば子供も幸せになっていると思っていたのですけれども、やはり守られた空間でワラストン達が聞いてみると、実はそうではなかった。そして月に2回週末に、この131人の場合は全て父親が別居親だったのですけれども、父親に週末会っている子供達でも、もっともっと父親に会いたいという気持ちが強かったのです。

しかし私もカウンセラーとして子供達に出会っていますけれども、子供達は監護親であるお母さん、お母さんはお父さんとの思い出は嫌な思い出しかないと言ってくれるけれども、しかし僕は良い思い出しか残っていないと言っているのです（5歳の時に別居した子どもさんと、再度20歳の時に電話面接をしているのです。小学校6年生のときにプレイセラピーをしていたのですけれども。その後引きこもったり色々な大変な思いをしたりしていたのですが）、父親に5歳の頃、肩車してもらい風が吹いていたという話だとか、そういうものを語ってくれたのですけれども、こんな話をしているとお父さんに会いたいという思いがおこってきて辛いからもうやめるといって、過去にはきっぱりと蓋をして自分は思い出さないようにしているのだと、そういうことを語っておられました。しかし、蓋をしてしっかり埋葬したつもりでも、埋葬してもし切れない、亡霊のようにお父さんのことが甦ってくるのだなあ、ということを経験しています。

それから、もう1つ2番目として、別居親である父親と良い関係を継続することのできて

いた子ども達は、非常に適応が良かったという報告もしています。ここから、ワラストンとケリーは、次のような提言をしています。離婚後の監護形式を母親に単独監護権、父親に相当なる面会交流権という 1 つの形である必然性はないと。もっと柔軟な取り決めがあってもしかるべきだという提言をしました。

それから、アメリカの場合は、必ずしも離婚後に単独親権という届出はしませんので、協議が成り立った場合には、共同監護を実践しているパイオニア的な人達がありました。その人達の実態を調査して報告している研究書も、法改正には大きな力になったと思います。

基本的にこうした共同監護ですけれども、その背後のある考え方は次のようなものです。どちらかの親のみを強引に「心理的親」として単独監護権を与え、別居親には「面会交流権」のみを与えていくのは柔軟性を欠き、子どもの福祉に合致しないと。そして 2 番目です。これが法律に取り入れられています。離婚後も両親との頻繁かつ継続的な接触を可能な限り子どもに保障していくことが子どもの最善の利益、つまり子どもの福祉に適うと。こういうふうになって、1980 年、カルフォルニア州では先程の宣言がなされたわけです。

その後、これが大々的な一番大規模な調査と言われておりますけれども、実態を調査した結果があります。それは 993 家族の実態で、その結果、1980 年以前に、85%弱の母親が単独親権で父親が相当なる面会交流権という伝統的な取り決めが、20%弱に減っています。宣言をしたあとに、これほど大きな変化が起きました。そして、一番多い取り決めが次の 2 番目で、母親が単独で日常の世話をし、父親には相当なる面会交流権、それプラス子どもの大きな問題、医療、教育、宗教、課外活動、こういった問題が起きてきたときには 2 人で決める権利があるということで共同法的監護者という形、これが 50%弱に増えました。そしてよく共同子育てと言われていた 3 番目ですけれども、日常の世話も大きな問題も一緒にという文字通り共同養育という形が 20%。というふうに、本当の大きな様変わりをしています。

そして、この研究をしたマコウビーとムヌーキンですけれども、やはり法的な監護権、大きなことに関して父親も発言権があるという法的監護権を共同で持つという意味、これは離婚しても両親が子どもに対して権利をもつとともに責任があるのだと、象徴的に明示する意味で大きく評価できると言っています。子どもにとっても親が離婚後も親であり続けることは非常に大きな意味があると、私は思っています。

そして、1998 年、2003 年 2004 年にかけて私も追跡調査をしているのですけれども、1998 年のサンフランシスコ郡の家裁でのオリエンテーション、監護の争いのある当事者に、調停に行く前にオリエンテーションをしているのですけれども、その時に州が期待している

ことは、あくまで両親に「プレイタイム」も「ワークタイム」も実のある関わりを離婚後も両親にしていって欲しいということを、1時間ぐらいいわたくしにわたって質疑応答を受けながら説明をしておられました。そして、2004年2005年に再度、サンフランシスコ郡の家裁で傍聴をしたのですが、その時は監護について争う両親に向かって審判の判決を言うときに、裁判官が言われたことは、“Best parents are both parents”ということ宣言され、最良の両親というのは両親であるのだと、争いあう当事者に判決を出していたということで、アメリカでは、1980年を境にして、本当に人々の意識が、教育も含めて徐々に徐々に意識が変わって、私は法律というのは、離婚をして欲しくないという子ども達の思いのセカンドベストだと思っています。元に戻ることはできないのだけれども、できるだけ親と一緒にいたいという子供の気持ちをやはり子どもの視点に立って、それを代弁する大人達がいて、こういう法律が改正されたとは私は理解しています。是非とも日本でもそういう方向に、子どもの願いというものを法律の制度に反映していくということ、下村議員の力強いご発言をいただきましたけれども、よろしくお願いします。

【質問1】

日本で法律ができない理由はどこにあるのでしょうか？

【回答】

< 棚瀬先生 >

私は、日本は慎重過ぎるというふうに思うのです。心理学の知見あるいは様々な外国の研究が入ってきていますので、これが子供にとってベストだという知見が入ればあまり先のこと、これをしたらこんな問題が起きてくるのじゃないかとかあまり考えずに、良いと思うことはアメリカではどんどん実行して行きます。その過程で様々なそういう面会交流を支える必要が出てきたりして、色々な手当が必要になってくると後でどんどん増やして行くという形で、まずは良いことは法律を変えて実行していこうという実践力が強いと思うのですよね。

ですので、そのあたりやっぱり良いことをやろうとすると足を引っ張るとか、慎重論が出てきていつのまにか法改正が出来ずに非常に時間がかかるというのが、日本の現状で、やはりそのあたり国柄だなあと。しかし子供の視点に立ったときには今おっしゃったように、子供はそのまま20歳になって、この私の出会った小学校6年の時5歳のときに別居して20歳まで、私は接点がお母さんとも会ってずっと紆余曲折を知っていますけれども、本当に地獄を通ったと本人は言います。自分もお父さんのこともいまだに思いだすと、20歳になって言っているのですね。ですので、今日のご報告がありました方の子供さん達も絶対

そうですけれど、監護している方に遠慮して子供は声を出すことが出来ないわけです。ですからその声を、やはり裁判所で子供の意向調査なんていいですけども、子供は本当の気持ち、ああいう所では言えません。そして表面的に発言した言葉をそのままとって、会いたくないと言っているというのでは、あまりにも子供は悲惨だと私は思います。

ですので、子供の意向調査をして面会させるのではなくて、もう本当に心理学の蓄積もあって、子供に出来るだけ余程の例外的な親を除けば、どんな親でも両親が良いというアメリカのスタンスに私は大賛成で、ですので意向調査の前にそういう制度にして欲しいと強く思っています。そして例外的な場合は慎重に、会わせないと例外だけをしっかり決めていけばいいと、「原則は両親に会わせる」これが子供のベストインタレスと非常に単純な事なのですね。だから単純なことがどうしてなかなか頭にすっと入っていかないのか、そのあたりは、やはり日本の家制度のもとで、家から出て行き、養親が出来た場合はそこを守ることが子供の福祉という考え方の方も沢山いると思いますけれども、子供を個別に出会っている私達カウンセラーは、安全な空間であると子供は父親を求めています。養親がいなくても実親を求めています。それは当然のことです。自分の血の中に半分の親がいるわけですから、どんなに母親が憎んでも自分は憎みきれないというところです。

ですので、私はもう本当に調査を始めてから 25 年色々な裁判所で話をし続けて来たけれども、なかなか日本は変わらない。一部の心ある裁判官は本当に限られた法整備のもとで、共同監護のようなぎりぎり出来る範囲のことを一生懸命やっておられる裁判官も知っています。しかしそれはやはり限界がありますので、法制度を本当に下村議員さんがここに来て頂いて、先ほどの様な発言を頂いたということは非常に私としては嬉しい事で、やはりそのあたりの力添えがないととても日本では法制度は裁判所だけでは変わっていきません。やっぱり立法府で変えていかないと、これは変わらない問題です。これは本当に子供の為頑張っていないと、やはり離婚が背景にあって様々な問題、引きこもり、それからいじめ、様々な問題で私達、大学の外来の相談室があるのですけれども、そこに来られる方達の背景には離婚があります。

< 下村議員 >

これは、国会議員の先生方も来られておりますけれども、国会で議論されたことがたぶんないと思うのですね。国会は立法府ですから当然、法律に不備があれば新たな法制度をどうするのかになりますけれども、共同親権の問題とか、別れた親子が我が子に会うにはどうすればいいのかということ、私の知っている限りでは、国会の場で議論されてことはありません。

これは、この国の国柄という意見を先程おっしゃいましたけれども、私は自民党でありま

すから保守政党ということにして、伝統文化を守る。しかし、伝統文化を守るためには、日々改善改革をしていかなければならない。墨守する、要するに古いものをそのまま守れば良いと思っているわけではないのですね。恐らく家制度というのが、他の国に比べ我が国で意識の中に入っていると思うわけですが、家制度と別れた子どもに会いたいというのは、相反矛盾する話ではありませんし、家制度を壊そうという話でもないと思うのです。

今日、お2人の方が体験談を話されたのは、勇気ある発言であって、なかなか大っぴらに自分がこれだけ苦労されているというのを、みんなの前で話すというのは大変なことだと思うのです。恐らくここにいらっしゃる方は、何らかの経験をお持ちの方が多いのだと思いますが、それは今まで自分だけのことだろうと思って、例外的なことだろうと思って、こんなことを人前で話すこと自体がおかしな人だろうと思われたりとか、変わった特殊な個人的な事例なのだ一人ひとりが思われたりしていたのだろうと思うのです。

ところが実際は、何十万人もいるとしたら、これはやっぱり日本も他の国と同じような現象があって、他の国も昔から共同親権があったわけではなくて、カルフォルニア州だって1980年、他のヨーロッパでも80年代ぐらいですね、この20年、30年ですよ。日本だけが表だって出てこなかったことが今日やっとでてきたということでもありますから、やっぱり国会議員が党派を超えて、より国民といいですか、そこに住んでいる人達の幸せのためにどうするかということ、そのために法律がどうあるべきか、ということを考えるのが立法府にいる人達の役目だというふうに思いますから、そういうニーズに応じた対応をしていくことが、これからの時代は求められているのではないかということを感じております。ですから今日をきっかけとして、参加されている国会議員の先生方と一緒に、これから勉強会を積み重ねながら、国会の中での議論をして、より柔軟な対応ができるように、しっかりと取り組んでいくことだと思います。

【質問2】

国際結婚が破綻した者です。子どもを海外に連れ去られました。たとえ親権が無くても普通の親です。子供を必死に探す親に対して、外務省が何の情報も公開もせず冷たい対応することに強い不満と憤りを感じております。ですからそれらの状況に対して、今後の海外への子供の連れ去りに対する対応について、ぜひ対応の改善や情報の公開についてご検討をお願いします。

【回答】

< 下村議員 >

先日も各国大使館の方々が今の様な話を含めて、それぞれの国に対して同じような要望を

し、対日本との関係で日本が全く対応できていないということでお聞きをするということになっていたのですが、それぞれの国が準備できていないということで流れたのですけれども、これは日本国内のことだけではありませんので、外国人との関係でお子さんがいらっしゃる方の国際化の中で沢山増えている。そんな中で日本だけが取り残されているということは、我々にとっても看過できないということだと思いますから、そういうことも含めて対応する様にしたいと思います。この会も今日だけでなくずっと勉強会を積み重ねながら、より良き方向に提言をしながら実現する様に、皆さんと一緒に目指して、しっかりやってくようにしたいと思います。